

平成23年度 山梨県森林審議会（第1回） 会議録

（平成23年10月5日掲載）

1 日時：平成23年9月5日（月）午後1時30分～午後4時30分

2 場所：恩賜林記念館 大会議室

3 出席者（敬称略）

（委員）辻 一幸、田中 美津江、大須賀 久、小田切 美知子、風間 ふたば、嶋 光雄、
清水 みどり、高村 忠久、戸栗 敏、藤原 忠直 以上10名

（事務局）深沢林務長、深尾森林環境部次長、安富森林環境部技監、宇野森林環境部技監（森林整備課長）、小野森林環境総務課長、石原みどり自然課長、中山林業振興課長、江里口県有林課長、沢登治山林道課長、佐野森林総合研究所長

島田森林環境部付主幹

森林環境総務課企画担当（1名）、森林整備課森林計画担当（4名）

森林整備課森林育成・保護担当（2名）

4 会議次第

- (1) 開会
- (2) 林務長あいさつ
- (3) 職員の紹介
- (4) 会長あいさつ
- (5) 議事録署名委員の選出
- (6) 議事
- (7) その他
- (8) 閉会

5 議事に付した案件

〔説明事項〕・森林法及び森林計画制度の改正について
・地域森林計画の樹立及び変更の概要について
・森林保全等を目的とした新税について
・やまなし森林・林業基本計画の改正について
・財団法人山梨県林業公社について（現状と課題）

〔報告事項〕・森林保全部会における決議案件について

6 議事の概要

司会：

司会進行を務めます森林整備課の渡辺です。よろしくお願いいたします。

最初に本日の森林審議会の成立についてであります。山梨県森林審議会運営規則第5条により、委員の出席が過半数以上とされております。当委員会の委員数は15名で、本日、まだ2名ほどお見えになっておりませんが、現在9名御出席いただいております。過半数に達していますので、会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、森林審議会の審議は、公開となっており、後日その議事録が県庁ホームページより閲覧が可能となります。

また、「山梨県森林審議会傍聴要領」により審議会の審議が傍聴可能となっており、本日も傍聴席が設定してあります。

本日の議事のうち4番目の項目につきましては、事前に「やまなし森林・林業基本計画の改正について」とお知らせしておりますが、「新しい『やまなし森林・林業基本計画』の策定について」に訂正しております。

また、新たに報告事項として、午前中行われました「森林保全部会における決議案件について」を加えております。

次に、議事に先立ちまして、深沢林務長が挨拶を申し上げます。

林務長：（挨拶）

司会：

次に、今日出席の県職員を紹介いたします。（所属長以上紹介）

なお、各林務環境事務所長については、このほどの台風12号に関して災害調査の現場対応を優先させるため、本日は欠席とさせていただいておりますので御了承ください。

続きまして、山梨県森林審議会の社会長から御挨拶をお願いします。

会長：（挨拶）

司会：

ありがとうございました。これより議事に入ります。

議長の選出につきましては、山梨県森林審議会運営規則第3条により、議長は会長があたることになっておりますので、社会長に議長をお願いします。

議長：

それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、議事の進行につきまして、皆様のご協力をお願いいたします。

議事に入る前に、県森林審議会運営規則第7条により、議事録署名委員を会長が指名することとなっておりますので、私が2名を指名してよろしいですか。

委員：（異議なし）

議長：

それでは、私が指名した委員にお願いし、議事に移ります。

本日の議題は5つの説明事項と1つの報告事項です。

まず、関連します「森林法及び森林計画制度の改正について」及び「地域森林計画の樹立及び変更の概要について」を、一括して議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局：（森林整備課長から国における法制度の見直し等に至った経緯について説明）

（森林整備課森林計画担当課長補佐から「森林法及び森林計画制度の改正について」及び「地域森林計画の樹立及び変更の概要について」説明）

議長：

事務局の説明が終わりました。「森林法及び森林計画制度の改正」について、及び「地域森林計画の樹立及び変更の概要」について、御意見や御質問をよろしくをお願いします。

委員：

資料1の6ページに全国森林計画の変更の計画量の比較があります。全国森林計画の中で、山梨

県としては相模川分と富士川分があります。

計画量に対してどのような実施状況であるか、今までの主伐、間伐の実績がわかれば教えてくださいと思います。

森林整備課課長補佐：

ただ今御質問の件ですが、この表に今回の量と前回の量とがありますが、前回の量というのが、今の全国森林計画の当初の時に富士川分と相模川分のうちの山梨県分として割り当てられた量です。今回は変更に伴って、変更前の87万5千m³に対し、110万m³の割り当てがあったということです。

この2年間で伐採の実行があるわけですが、2年間の伐採の実行量は集計の方はできておりません。

委員：

計画に対する実績というのが、どういう数字になっているのかを聞きたいのですが、その数字はこれではわからないわけですかね。間伐にしても主伐にしても、実際に19年から23年までに実施した前計画の実績の数字を教えてください。

森林整備課長：

今度の計画ではそれまでの計画の評価というものをやることになっておりますが、数字については今調整している段階です。次回の時に地域森林計画の具体的な計画量については御審議いただきますので、その時までには数字は御説明させていただきます。数字については、今取りまとめ作業中ということで御理解いただきたいと思います。

委員：

では、次回にそのあたりの実績を報告してください。

委員：

6ページにある造林面積について、26という数字に対して38で、46%の増になっています。一方で、5ページを見ると、主伐が約30%増に対して、人工造林が約20%増とありますが、この部分に対して46%という根拠は何かあるのでしょうか。

森林整備課長：

この数字自体は、それぞれ森林面積などのデータを勘案して決めているものですから、何が根拠かということは明確にお示しづらいところです。ただ、人工造林といいましても、例えば、抜き伐りをした後に植える場合や広葉樹を植える場合など、色々な手段が含まれています。これについては各地域の資源量のバランスを見ながら数字を出していくことになっていきますので、伐った量と直接にはリンクしないところもあります。

委員：

6ページの表について、全国森林計画の中で山梨県が割り当てられた量ということですが、相模川水系と富士川水系を比べると、富士川水系では主伐量のはるかに大きくなっているのに、相模川水系はあまり変更がないのですが、その理由は为什么呢。

森林整備課長：

これにつきましても、やはり資源量的な部分があり、富士川については、例えば南部の方で活発な林業生産が行われていたり、あるいはスギ、ヒノキといったものが成長しているような地域もあったりします。一方で、相模川の方は、松くいにやられた地区も多いなど、資源的な部分の違いがあることも一つの大きな要因かと思えます。

また、大きい水系でみる場合に、下流県とのバランスということもあります。

委員：

この数字は山梨県が出したのではなく、国の方でこちらの資料を基に出してきたものという理解でよろしいですか。

森林整備課長：

ベースにつきましては国の方で、大きい44流域ごとに分け、その中の地域ごとに、上流、下流のように割り振り、その調整の中で決まっているということです。

議長：

それではこの事項につきましては、御意見や御質問等出尽くしたようでありますので、ここで打ち切らせていただきます。このような内容で御意見ございませんか。

委員：(異議なし)

議長：

ありがとうございます。御承認いただいたものといたします。何か事務局から発言ありますか。

森林整備課長：

今後のスケジュールのところでお説明をさせていただきましたが、今回については制度の概要の説明が主たるものということになっております。次回の審議会を10月の下旬くらいに調整させていただきたいと思いますが、この時具体的な計画の概要については改めて御説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長：

先ほどの御質問内容などを受けて、次回は数字等を示してもらい、具体的な審議には行っていきたいと思っておりますので、またその時にはよろしく申し上げます。

以上でこの内容については先に進ませていただきます。

続きまして、「森林保全等を目的とした新税について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局：(森林環境総務課長から、「森林保全等を目的とした新税について」説明)

議長：

ありがとうございました。事務局からの説明が終わりましたが、皆さんの質問や御意見を申し上げます。

委員：

森林環境税については、前々から県民の一人として大賛成しておりました。いよいよ新税が創設されるということで、感謝申し上げたいと思います。

ところで、資料にあります、森林を取り巻く課題で一番大きな問題は、国産材の価格の低迷です。今の1m³あたり大体1万円から1万2～3千円というような取引では、高い山から木材を降ろすこと自体がとてもできないと。これにより木材の生産や間伐が思うようにいかないのが実態だと思います。そんな中で、いよいよ、こういった新税が出ました。何にしても、幅広い税の分野にしていきたいと思います。

前に森林計画の説明がありました。その中で私が、実績がどのくらいかという質問をしたのは、過去の計画における実績がこれからのことに対する一つの基本となるからです。その数字がわからないから、どのくらい過去に間伐や主伐をしたのか、または造林の面積がどう推移してきたのかもわかりませんので、その後は質問もしませんでした。

荒廃林の林地の増加、里山林の荒廃、未利用資源の増加など、こういった面に対する新税の活用ができるということですが、非常に急傾斜地で、しかも地理的な条件の非常に悪い山というのが多いわけです。

例えば、早川町や峡南地域においては、非常に急傾斜で林道など入れるのが非常に大変だというのが現状です。そういったことを考えると、林道や作業道以外、例えば、架線や軌道に対しても当然この事業の対象にするというような考えがあるのかどうか、それをまずお聞きしたいと思います。

何にしても、これからこの新税がでるわけですから、本当に山梨県民揃って進めていきたいと思っています。

荒廃林などについても、本当に立地条件の悪い森林が相当あります。未利用の林地を全部有効利用できるような施策を展開していく必要があるように思いますので、特にそういう面に細かな配慮をした制度を創設していただくようお願い申し上げます。

森林環境総務課長：

実績が基本であるという御発言だったかと思いますが、正しくそのとおりでと思います。資料の3ページに予定事業量を出してありますが、それによりまして、基金の運営委員会というようなものを設ける予定になっておりますので、毎年、事業の成果や実績を踏まえて、翌年度の事業内容について委員会の中で明確にし、それをホームページ等で公表して参りたいと考えているところです。

また、事業の対象についてのお話もありましたが、基本的には森林環境税で整備していく山については、荒廃した森林を整備していこうと考えております。経済林、すなわち材を出してくる山に対しては、これまでの整備の方針がありますが、それに対してまでもこの税で整備をしていこうということは今のところ考えておりません。あくまでも、色々な状況から手が入らず荒廃してしまった森林に対して、県が所有者の負担なく整備をしていこうと考えているものです。

委員：

今回明確なお答えを出していただき、大変わかりやすい内容にまとめ上げていただいたことにまず感謝を申し上げます。

ただ一つ、荒廃した森林をいかに活性化するかというのは、材の利用がいかに進むかということですので、もう少しこの部分の比率が大きくて良いような気がします。

それともう一つ、社会全体で支える仕組み作りということで、地域住民やボランティア、NPOが自ら企画、実施できると書いてあり、これはそのとおりで、今山梨県が進めている企業の森、これはほとんどが県民税を払わない、他所から来ている企業ですので、その企業の森との接点もど

ここに謳って、そこと上手に組み合わせるともっと有効的に使えるかなと思います。また、その企業の森の基金を今後どうしていくのか。今までどおり、新税の枠とは全然別だという考えでやるのか。あるいはこれをもっと組み合わせると、うまく有効利用していただけると、もっと効果的に森林整備が進んでいくのではないかと思いますので、そのへの配慮をお願いしたいと思います。

森林環境総務課長：

3つの大きな柱のうちの、木材・木質バイオマスの利用促進についての比率をもう少し大きくというお話だったかと思います。我々としても、お金が沢山あればそういった部分の比率を大きくしていくことができるのかもわかりませんが、まずなんといっても荒廃森林の整備が緊急の課題かと考えておりますので、当面の5年間はこういった計画でやらせていただきたいと思っております。その後、森林の整備状況等も見ながら、指摘いただいたようなことは将来的に検討をさせていただきたいと思います。

それからもう一つ、企業の森の話がありました。企業の森については、会社が社会的責任ということでやっているの、そういった企業の森の活用に対して税を投入するというのはいかなものかという気はします。しかし、確かに委員が仰ったように、企業の森と森林整備との色々な接点を持っていくというのは大変大事であり、必要なことだと思っておりますので、それはこの税とは別の話になるかもしれませんが、検討させていただきたいと思います。

委員：

この税は荒廃が進んでいる森林を何とかするのが目的ということにはよくわかりましたが、私が何度もこの審議会で申し上げているように、二言目には森林の公益的機能ということを行いながら、やはりここでやりたいと仰っていることは、間伐をしたりバイオマスを使ったりといったことだけに目が向いているような気がします。

2ページ目のところに、相模川流域で水源涵養や水質改善などについての共同事業の実施に向け検討をするということが少し書いてありますが、これは神奈川県の方が水源環境税でこういったことを謳っているからではないかと思えます。

私がお願いしたいこと、いつも申し上げることは、多面的機能と言っているものについてどのように考えているのかということをもっと少しわかりやすくしていただきたいということです。例えば土砂災害の防止とか洪水の緩和というように言っていますが、では、荒廃が進んでいる森林を整備することによって、こういった事柄がどのくらい改善されるのかということについても少し配慮していただけたらと思います。

それから、ここに入っていないと私がいつも思うのは、水の涵養機能です。山梨の森林の水源涵養機能は、何も神奈川県の人たちだけが考えていることではなくて、山梨の水も森林がなければやっぱり来ない。ですから、荒廃した森林を何とかするという事はわかりますが、山梨県の林務事業全体が、例えば今私がお話ししたような、水源涵養の機能にもうちょっと着目してくれても良いのではないかと思います。

具体的に言えば、例えば森林総研の中に、森林と水に関係するきちんとした専門家がいらっやらない。そういったことから考えても、山梨県の姿勢というのが問われているのではないかと思います。ですから、是非、山のことだけではなく、それが整備されることによって、具体的に事業が本当にどれくらい効果があったのかということがわかるような検証を、もっと言えば、水量のモニタリングであるとか、地下水の涵養の量の推定であるとか、その効果であるとかいったことについても長期的な視点を持っていただけたらと思います。

それから、ここに盛り込まれていないと思いますが、鳥獣害というのものすごく大きいと思

ます。特にシカ対策について現在の県の財政は十分なのかということです。

ですから、私は県民の方々に税金をお願いすることは大変結構なことだと思いますし、そういう形で大勢の方がお金を出し合って県民の森を守っていくことはとても大事だと思いますが、その話だけを一般の方が聞くと、それは何も荒廃が進んでいる森林だけの話ではなく、現在県が進めている事業の中でも不十分だと思っていることを解消してくれるためにこの税は使ってくれるのではないかと思う方が多いのではないかと思います。ですから、そのあたりを少しお考えいただいて、やはりお金を出した県民が、本当に県がそのお金を上手に使ってくれていると、それから、次の世代にきちんとつながるようなことをしてくれただというところが目に見えるようなことを是非お願いしたいと思います。

水について言えば、森林総研にも水についての専門家をちゃんと入れて、県がこういうことを進めていくということについての姿勢を示していただきたい。それから、水に関するモニタリングもきちんとやっていただきたい。

森林環境総務課長：

今、いくつか提言をいただき、特に水源の涵養のお話が出ましたが、森林の公益的機能の大きなものの一つが、この水源涵養機能とっております。ちょっとデータが古いですが、所謂緑の資本と言われている山梨県の森林の価値が、約9千億円あるんだと。その3分の1の約3千億円が水源涵養機能だと言われており、森林の果たす水源涵養機能というものは非常に大きいものがあると。このようなことから、森林を整備していこうと考えたところです。

また、鳥獣害の話や、水と森に係る専門家という話が出ましたが、それにつきましてはまた今後検討させていただきたいと思います。

委員：

今お話しいただいたように、公益的機能の3分の1が水源涵養機能というようなことであれば、この最初に書いてある素案のところに、土砂災害の防止や洪水の緩和、地球温暖化防止とあるんですが、一言も水源涵養と書かれていないので、是非次からは入れていただきたいと思います。よろしくお願いします。

森林環境総務課長：

これはあくまでも概要で、ここで考え方の素案が出ておりますが、その中には水源涵養や災害防止、自然環境保全など公益的機能の充実を図る、このようなことで書いてありますが、この資料は概要であるために、いくつかの項目が抜けてしまったことを御了承いただきたいと思います。

委員：

もう少しそのへんのアピール、位置づけをお願いします。大事だと思いますので。

委員：

1ページ目の一番下に、森林所有者権限の制限と書いてあります。これはまだ素案で、固まっていないということだと思いますが、こういった県民の貴重な税金を投入して行う事業ですから、その目的として公益的機能を確保するということが必要かと思えます。したがってこういう制限を加える、という説明だと思いますが、内容を見たら、間伐をした場合20年間皆伐は禁止する、伐採後の民有林に植栽した場合は30年間の皆伐の禁止をすとなっています。

皆伐の禁止がどうしても必要な場合はそうした措置も可能かと思えますが、先ほど森林計画の方

で説明いただいたように、国のほうでは木材自給率を高めていくという考え方であって、森林計画も主伐の方にはかなりシフトしていき、皆伐も進めていこうという考え方です。そうであれば、そのあたりの方針と合わないのではないかなと思います。県ですから国の考えに合わせる必要はありませんが。

公益的機能という面から見ると、例えば公益的機能を確保するために設けられている水源涵養保安林ですが、この森林法に基づく水源涵養保安林でさえ、主伐、皆伐は禁止されておりません。許可制になっております。だからちょっと私権制限が強すぎるのではないかなと。例えばこの20年間については、10年に縮めるとか、あるいは皆伐してもいいからその後造林を義務化するとか、禁止ではなく許可制にするとか、また他に何か良い知恵があるかもしれません。そのへんをもう少し御検討されたいかがかと思います。

それから、植栽した場合に30年間皆伐を禁止するとなっておりますが、植栽すると30年以内に皆伐するという事は、開発行為等で森林外にする場合以外はないと思います。ですからここについては、植栽に助成したのならその後保育等を徹底していただくとか、そういったことをお考えになったかどうかと考えます。

森林整備課長：

これはちょっと端的に書きすぎているところもあるのですが、今、委員から御指摘があったように、森林がきちんと保全されていく、きちんと機能を維持していくような条件を課す必要があると考えています。新たな税負担をお願いしている中で、やはり一定の私権の制限というのは必要だということで、現時点ではこういった考え方を出させていただいております。

普通の補助金ですともう少し短かったりということもあるので、その辺りの条件については、またこれから具体的な検討をしていきたいと思っております。皆さんから税金を集めて森林整備に充てさせていただくよう、一旦提案させてもらったということです。

ただ、例えば間伐をする場合で、10年後にはまた伐るというような山であれば、ある程度経済性はあるのかと思いますし、そういうところは、荒廃した山で手が入れられないということではないと思います。そのあたりのバランスをとりながら、このような制限について、具体的な内容を検討させていただきたいと思っております。

委員：

私はこの3つの基本施策を見ていて、木材・木質バイオマスの利用をこの中で一番優先していただきたいと思っております。水源涵養林は、いろいろやっていただいておりますので、まあこれで良いのではないかなと思っております。

それで、この木質バイオマスというのは、枝打ちとか下刈りとかで出るものがほとんどなのかどうかはわかりませんが、どのような幅があるものでしょうか。

林業振興課長：

木質バイオマスについてですが、ここでは、林内に残されている未利用材のバイオマス資源の利用促進ということで申し上げます。

例えば、今、積極的に間伐をしておりますが、先程来お話あったように、材価の低迷などから赤字になって木を出せないという理由から、林内に放置されたままの材が転がっております。クリーンエネルギーの推進や県のグリーンニューディール計画等に基づいて、これらの未利用材を如何に木質バイオマス資源として有効的に活用していけるかということで、今回3つの基本施策の柱に入れさせていただいたところです。

また、基本的に木材というのは柱材や板材などにして使いますが、枝や10cm以下の細いところなど、材として利用できない部分を使っていくというのが、木質バイオマス利用推進の一番最後の部分でございます。

ですから、これらのようなものが今、間伐した後林内に残っており、今回の税を活用させていただいて、それらを積極的に利用していきたいということです。

委員：

私は、色々な木を植えています、切った枝を回収に出すときに50cmの束にして出せと言われます。これはチップに加工されるそうですが、チップにするというのは大変電気のかかることじゃないかと思えます。森林から火力発電なんていうと大げさですが、チップのような電気料のかかることではなく、電気を生むようなものへ活用できないかと、私はいつも思います。そうした電気を作るようなことはできないでしょうか。

また、昔は木材を燃やして、木でご飯を炊いて、木の灰で茶碗やなんかを洗ってきれいにしていたわけです。それを川に流して、それで土になってと、うまく循環ができていたように思います。

議長：

それは税を利用してということですか。

委員：

そうです。やっぱりその施設を造るには、税を利用しなくてはいけないと思います。

技監：

今のバイオマスの利用についての直接の答えになるかはわかりませんが、まず利用の仕方としては、従前のように燃料として燃やしていくこと、例えばチップにしたものを燃やしていく、もしくはそれをまた固めたペレットというものを燃やす、また薪として燃やす、といった燃やす使い方です。本県においてもペレットを製造している製材工場があります。

それから委員から御指摘のあった発電についてですが、バイオマスだけの発電ということになると、コスト面で非常に問題があり、本県においてもなかなか実現していません。

それからもう一つ発電についてですが、火力発電の燃料の中に、木材をチップ化したものを炭にして混ぜるという取組も、石炭系の発電所があったところではしております。

いずれにしても、木材の、これまで用材にならなかったところについても、バイオマスという名の資源に着目して利用していくと。そういう流れで進めていこうということです。

委員：

木質資源は再生エネルギーなんです。これから原子力に代わるエネルギーを探さなければなりませんので、やはり木材資源というのが、そこまで裾野が広がっていてもいいような気がします。

委員：

是非お願いしたいと思います。ありがとうございました。

委員：

この税の事業について、やはり民有林の放置林野の整備というのは、山梨県にとっても、民有林全体でも課題であり、ありがたいと思います。

さて今、新しい制度となり、森林法が改正されていますが、地域森林計画の中でこの税の関係は位置づけられているわけですか。

森林整備課長：

税については直接的には県が進めることになるので、地域森林計画の中に、例えば新税の対象地を明確に謳うようなことは今のところ考えておりません。ただ、当然エリアの話があり、県全体として、例えば水源涵養機能の保全を図っていく必要がある森林などというのはある程度計画の中で位置づけられるので、そういったある程度大きなゾーニングの中で、こういうところを対象にする、ということで位置づけていくという形になります。

森林環境総務課長：

地域森林計画については今お話のあったとおりですが、この後説明する森林・林業基本計画について、平成25年度までの計画ですが、色々社会情勢の変化等もあったことから、本年度見直しを考えているところです。その中で、森林環境税について一定の位置づけをして参りたいと考えているところです。後ほどまたその説明をいたしたいと思います。

委員：

それからもう一点、先ほど委員から話が出た、水の問題との関連です。今まで水源税の関係から、ペットボトルの水の話題等が幾重にも山梨では議論されていた経緯がありますが、それを断念して森林環境税へシフトしたということだと思います。

やはり大事なことは、水の保護ということです。直接に税とは関係ありませんが、例えば山梨県では水源の保護制度というものを検討もしてきているのでしょうか。

森林環境総務課長：

本県においては、水源全般の広い意味ではないですが、地下水については大気水質保全課が担当しており、一定以上の汲み上げ、取水をする場合には知事または市町村長に届け出るという要綱があります。これは、御指摘いただいたような制度だと思います。

これにつきましては、水の活用策等も含めて新たに取組をしていきたいということで、6月の議会におきまして、知事も新たな方針を作ろうということで今検討を進めているところです。

議長：

新しい課題だけに、期待をしたいと思います。このような形で具体化していくことに森林審議会としては同意していただけますか。よろしいでしょうか。

委員：(異議なし)

議長：

それでは具体化に向かって動き出すことを期待したいと思います。

つづきまして、「新しい『やまなし森林・林業基本計画』の策定について」です。事務局の説明をお願いします。

事務局：(森林環境総務課企画担当から「新しい『やまなし森林・林業基本計画』の策定について」の説明)

議長：

事務局の説明が終わりました。新しい「やまなし森林・林業基本計画」の内容について質疑を行います。御意見、御質問がありましたらどうぞ。

委員：

これはすばらしい計画になると思います。基本的な姿が見えてきたという状況のようで、是非これに肉付けをし、次の森林審議会で検討できるようにお願いします。

バイオマスの関係というのは非常にこれから大きな課題になると思います。話によりますと、バイオマスを蒸して絞れば油が出ると。その油は、農業関係でいうとトラクターの燃料にもなると。または温泉の化石燃料の代わるべき燃料にもなるというような話もでていますが、そういった点の進捗状況について、ある程度県でわかる場所がありましたら御説明願いたい。

また、バイオマス燃料は一大燃料革命といえるものですから、これを契機に大いに取り組んでほしいと思います。

基本計画については、素案ができ次第また検討ということですが、非常に良い案と私は思っておりますので、よろしくをお願いします。

林業振興課長：

バイオマスの利用状況について、大阪とか岡山で、木質資源からエタノールを作っておりますが、いかんせんコストが非常に高く、とても灯油などの今の燃料に太刀打ちができない状態で、かなり苦戦をしていると思います。

そういうことも踏まえると、木質バイオマスの一番の利用としては燃料として、そのまま、もしくはペレット、あるいは早川町でやっているような薪ボイラーのようなことが、コスト的にも一番利用しやすい状態だと思います。本県でも、現在1箇所、木質バイオマスを使って発電をしているわけですが、やはりそれも未利用材をチップにして燃やして蒸気を作って発電をしています。

国の方のE3とかE10など、エタノールのガソリンへの添加の話もあります。しかし、コスト的な部分で、エタノールは海外から持ってきた方が安いというような状況もあります。

この関係についても、国の方の新しいクリーンエネルギーの政策の中で、実証や検証、研究を、と考えております。

議長：

それでは事務局から何か追加発言がありますか。

森林環境総務課長：

今申し上げましたとおり、また、12月にはもう少し具体的な素案をまた皆様方にご提案させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長：

「新しい『やまなし森林・林業基本計画』の策定について」ですけれども、今後肉付けをされていくと思います。それでは御承認いただけますか。

委員：(異議なし)

議長：

ありがとうございました。次に進みます。「林業公社の現状と課題について」、事務局、説明をお願いします。

事務局：（森林環境部付主幹から「林業公社の現状と課題について」説明）

議長：

事務局の説明が終わりました。現状と課題ということで、これから整備をどうするか、という課題があります。委員さんの御質問、御意見を伺います。

委員：

大変分かりやすい資料を提供していただき、ありがとうございました。

林業公社への支援ということと森林環境税の使い道の関係について、希望を述べさせていただきたいと思います。

林業公社の整備している森林というのは、適切な管理をしてきており、森林の公益的機能を遺憾なく発揮してきたと。それから、雇用の面でもとても貢献してきたということだと思いますが、現状は木材価格の低迷で将来の収支が非常に厳しい状況にあるということだと思います。

これからもかなりの面積を整備していかなければならないと思いますが、主として事業に関する資金は、公庫から借りて充当していくことと思います。公庫の金利というのは、県から借りている場合と違って無利子ではないですから、それがどんどん膨らんでいくと今の債務というものがもっと厳しくなるのではないかと思います。いずれ最終的には、県が債務保証していくと思いますので、公社が収支をまかないきれないということになると、結局は県民に負債分が降りかかってくることになるのではないかと思います。

そこで、森林環境税の使い道として公社の山の整備・管理については考えていないとのことですが、荒廃した山だけを対象とするのではなくて、やっぱり公社の山についても対象とするような、何らかの考え方を盛り込んでいっても良いんじゃないかと思うわけです。

というのは、人工林を税事業の対象として整備したらどうかということではないですが、将来伐っても造林をしないような山が結構あるという先ほどの説明でもありますし、それから、皆伐をして公益的機能を損なうということがあってはならないので、針広混交林に持っていくという流れもあるのではないかなと思います。

ですから、少なくともそういう山を森林環境税の使い道の一つとして検討してもいいのではないかなと考えます。その関係の考えも、何か盛り込んでいってもらいたいなと思います。

森林整備課長：

まず一つ、とりわけ大きな借入金がある中で、その返済にこの新税を充てるということはありません。これは御理解いただければと思います。

それからもう一つ、今後の公社の森林整備の方にも充てるべきではないかという御指摘だったかと思いますが、今回の新税については、まずは荒廃林の整備をやっていくというのが今の打ち出しとなっております。

また、公社の山というのは確かに借入金でやってきたんですが、公社がかなり熱心に整備しておりますので、今の時点では整備がされている状態の山というように御理解いただきたいと思います。

公社の山については、荒れることのないようにどういう形で整備できるかというのが今の改革の

検討課題で、新税の方については、今は荒れた山をまずは再生するというところで、そのあたりのベースになる部分が違うことから、新税と公社というのが同じスタートラインには立てないのかなという感じはします。

ただ、委員が仰ったように、将来の山づくりにつながっていく過程で、元々林業公社は経済目的で始めましたが、それがある時公益的な目的だけに移っていく時代というのが当然出てくるかと思えます。何年後になるのかわかりませんが、そういった段階になりましたら、委員の御指摘にあったような議論がまた出てくるかと思えます。

ただ、この二つは、考え方のベースが違うところから始まっているというのが今の我々の考え方です。

委員：

荒廃した森林というのは、今まで色々な制度があったにもかかわらず全然取りかからないまま放置されているのか、あるいは制度をつかって整備をしたのかはわかりませんが、そういう整備せずに残っている山というのは費用対効果の面からいくと、思うような成果が出ないところが多いのではないのでしょうか。

一方これから整備する公社の山は、公庫から借りて整備するわけですね。費用対効果という面で見れば、そういうこれからの借入金を減らせば、いずれ県民の負担が軽くなり、そちらの方が効果があるのではと考えますので、そういった検討があってもいいかと思えます。

森林整備課長：

確かに費用対効果というのは、我々、常に考えていかなければいけないところだと思っておりますし、それは公社の山でも然り、だと思っております。

かなり山の奥の方、かなり尾根の上の方までかつて拡大造林したところについて、そのまま人工林の整備の手法を導入しても費用対効果があるのか、という話もあると思えます。そういったところは広葉樹林に転換していくなど、いろいろな手法を導入しながらやっていかなければいけないと思えます。

公社の山には、今の時点では直接的には税をいれるような仕組みにはしていないところですが、やはり新しい税にしる、今までの事業費にしる、借入金で対応するにしる、一定の税金をかけてやっていく必要があると思えますので、そういったところは費用対効果、効率性を追求しながら、なおかつ適切な森林整備を、今日の委員の御指摘を踏まえながら、検討していきたいと思えます。

委員：

公社の現状と課題ということだが、今日の会議ではどの程度どこまで話をするのかわからないと何を言っているかわからないです。

森林整備課長：

本日、林業公社については、現状と課題の御説明ということでございます。特に森林審議会におかれましては、森林整備の今後のあり方といった観点で御意見があればいただきたいと考えております。

委員：

現在まだまだ検討中ということですが、私はこの問題は11ページの債務処理の具体的な手法というところであって、その中で一番重要なのは、第三セクター等改革推進債の活用がポイントでは

ないかなと考えております。

今日の議題でないということであればまたの機会が結構ですけども、これを活用する場合の条件とは何か、また、その考えは選択肢の一つとしてあるのかどうか、是非答えられれば教えていただきたいと思います。

森林整備課長：

三セク債というのは、これまでの借入金を一遍に起債措置ということで処理する手法の一つでございます。細かい条件はまた別にして、大きな条件が、一遍に起債措置をするということと、今まで長く借りてきたものを短期間にするということになりますので、それについては単年度の負担が増える、ということが一番あるかと思えます。

公社についてこれを活用する県も出てきています。これについてはまだ検討段階ですので申し上げられませんが、選択肢の一つとしては当然あり得るのかなと思えます。

委員：

この説明を聞きまして、本当に遺憾だという感じがしておりますが、公社の分収造林のやり方については間違っていなかったと、はっきりと申し上げたいと思います。

昭和30年代から、8千haの公社林を整備して、水源涵養、山地災害の防止、地球温暖化の防止、野生生物の生息環境の確保と木材の生産の5項目にわたって期待をし、また、これからもそういうような山であってほしいということで、一生懸命やってきたわけです。これを聞いて本当に遺憾だと思いますし、やはり木材価格の低迷が一大原因だと私は思うわけです。

さて、この整備のあり方については12ページに示したとおりでして、これをどうしていくのかということは非常に大きな問題であろうかと思えます。横内知事も、公社を解散する方向で検討するというような考え方であるように前に新聞にも出ておりましたし、実際森林環境部として、このような形で分収林の再整備のあり方を検討しているということも納得はできます。

ただ、公社林を持っている山間僻地の住民は高齢化しています。ですから、再造林ができない。65%以上について全く再造林ができないという悩みがあることから、伐採後に土地を返したら森林が荒れ、本当に荒廃した山になってしまうと私は思っておりますので、分収造林の再整備のあり方についてもっと具体的に検討していただいて、これしかないというような案を県で作るようお願い申し上げたいと思います。

委員：

ただいまの委員の御意見に賛同させていただきたいと思えます。

私が先ほど、第三セクター等改革推進債ということを知ったのは、多分これを使うには公社のそのままの組織では無理なのではないか、一度解散や廃止をしないといけないということではないかということからです。ただ一挙に返せる、借金をなくすという意味では、かなり良い方法ではないかと思えます。

今後公社の債務処理の方法がどのようになるにせよ、一つだけお願いをさせていただきたいと思えます。現在公社に勤務されている、公社の分収契約の初めから長い間管理に当たってきた職員の方々は、大変長い間の蓄積や経験を有しておられます。一般的な意味での観念的な森林の管理ではなく、山に行ける、境界を知っている、だから間違いなく立木の調査もできる、そういう具体的な意味で知識や経験、技術を持っているのは今の公社の職員しかないと考えております。県下に8千haあり、3千箇所以上に分散している山は大変管理が困難で非効率なんです。ですから、引き続き現在活躍されている方々の能力を活用することを検討していただければと考えております。

委員：

公社っていうのが、昭和40年代の木材の需要の盛んなときに生まれたけども、今は時代が変わってしまっている。例えば、県立病院も地方独立行政法人に移行して改善できたと、そういうことも私は新聞で見ているわけです。債務が多くなるっていうのは、少子化であるのに大変かわいそうです。岩手県などを参考にして、公社無しで是非やってほしいと思います。

議長：

ありがとうございました。先ほどからの説明にもあるように、公社はそれなりの使命を果たして、今日あるわけです。そこで聞きたいのですが、このことについて今後のスケジュールはどうなっているのですか。どのような考えで進むのですか。

森林整備課長：

これにつきましては、今年中に改革プランを決める形で今進めているところでございます。年内に、色々な部分で検討を進めた上でプランを出すという形になっております。

議長：

わかりました。最終的には、これについては県議会でも認めてもらわなければならないですね。では時間もありませんので、今回の質疑の内容はこれで打ち切らせていただきます。次回もこの林業公社の改革については、また具体的に県が検討していきますので、進捗具合を説明していただきながら、委員の質疑をお願いしたいと思います。これでよろしいでしょうか。

委員：（異議なし）

議長：

ありがとうございました。何か他にあれば。

委員：

今の話も含めて全部、新たなやまなし森林・林業基本計画に盛り込まれることになる、ということですね。これは12月に素案を示していただくということなので、その時に、ここの意見を踏まえてこれをどんなふうに通ったものにしてくださったのかということも含めて、12月のときには是非御説明いただきたいと思います。

議長：

そうですね。既に検討に入っているわけですが、今後さらにつめていくわけです。議長も意見を言わしていただきたいこともありますので、その時には述べさせていただきたいと思います。以上でこの事項は閉めさせていただきます。

続きまして、午前中森林保全部会が開催されておりますが、その決議案件についてであります。本日の会議について金子森林保全部会長より所用のため出席できない旨の連絡をいただいております、代わりまして、大須賀委員に臨時の部会長をお願いしたところです。大須賀委員からその報告をお願いします。

委員：

私が臨時の森林保全部会長に指名されましたので、私から御報告をさせていただきます。

山梨県森林審議会運営規則第8条の6によります森林保全部会の決議案件の報告をいたします。本日午前11時より「森林における開発行為の許可に関する事」についての森林保全部会が開催されました。内容は、森林法第10条の2第6項により県から諮問がありました、「工場の建設に伴う開発行為について」についてであります。審議の結果「異議なし」で答申することを決議しましたので、ここに御報告します。以上です。

議長：

今の報告よろしいですね。それでは全て終わったところですけども、この際何かという方があれば、よろしいでしょうか。

委員：(特になし)

議長：

事務局の方で、何かありますか。

事務局：(特になし)

議長：

それでは、予定された事項については、すべて終了しました。皆さんの御協力で、時間延長もありましたけども、無事に協議をすることができましたこととお礼申し上げます、これで、終了させていただきます。ありがとうございました。

以上